

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">貸金庫規定</p> <p>1 (削除) 格納品の範囲 (削除)</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p class="list-item-l1"><u>a</u> 公社債券、株券その他の有価証券</p> <p class="list-item-l1"><u>b</u> 預貯金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p class="list-item-l1"><u>c</u> 貴金属、宝石その他の貴重品</p> <p class="list-item-l1"><u>d</u> 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納を<u>おことわり</u>することがあります。</p> <p>(3) <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p class="list-item-l1"><u>a 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p class="list-item-l1"><u>b 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2 利用目的の確認</p> <p>(1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p>(2) <u>貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、利用時の当組合立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>3 (削除) 契約期間等 (削除)</p> <p>この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する <u>3</u> 月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から <u>1</u> 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p> <p><u>契約の継続にあたり、格納品が第1条の範囲に収まっていることを当組合所定の書面にて確認します。</u></p> <p>4 (削除) 使用料 (削除)</p> <p>(1) 貸金庫の使用料は、信用事業に係る取扱手数料記載の料率により <u>1</u> 年分を前払いするものとし、毎年当組合所定の日に、借主が指定した貯金口座から、普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を <u>1</u> か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2) ～(3) (省略)</p> <p>5 (削除) 鍵の保管 (削除)</p> <p>貸金庫に付属する鍵正副 <u>2</u> 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章 <u>(削除)</u> により封印し、当組合が保管します。<u>(追加)</u></p> <p>6 (削除) 貸金庫の開閉等 (削除)</p> <p>(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届<u>け</u>出た代理人が正鍵を使用して行ってください。</p> <p>(2) <u>開庫にあたっては、届出の暗証番号を入力し開庫操作を行ってください。なお、開庫後は貸金庫の施錠を確認してください。</u></p>	<p style="text-align: center;">貸金庫規定</p> <p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p class="list-item-l1"><u>①</u> 公社債券、株券その他の有価証券</p> <p class="list-item-l1"><u>②</u> 預貯金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p class="list-item-l1"><u>③</u> 貴金属、宝石その他の貴重品</p> <p class="list-item-l1"><u>④</u> 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納を<u>お断り</u>することがあります。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2. (契約期間等)</p> <p>この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する <u>3</u> 月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から <u>1</u> 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3. (使用料)</p> <p>(1) 貸金庫の使用料は、信用事業に係る取扱手数料記載の料率により <u>1</u> 年分を前払いするものとし、毎年当組合所定の日に、借主が指定した貯金口座から、普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を <u>1</u> か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2) ～(3) (省略)</p> <p>4. (鍵の保管・カードの保管)</p> <p>貸金庫に付属する鍵正副 <u>2</u> 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章 <u>(または署名)</u> により封印し、当組合が保管します。<u>また、借主に貸金庫の開閉等に使用する貸金庫のカードを発行しますので、借主および借主があらかじめ届出た代理人が保管してください。</u></p> <p>5. (貸金庫の開閉等)</p> <p>(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届 <u>(追加)</u> 出た代理人が正鍵を使用して行ってください。</p> <p><u>(2) 貸金庫室への入室にあたっては、専用入口に備え付けのカードリーダーに貸金庫カードを挿入してください。</u></p>

改正後	改正前
<u>(3) 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、借主本人から代理人の氏名および代理人専用の暗証を届け出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。なお、代理人のカードによる貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。</u> <u>(4) 格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行ってください。</u> <u>(削除)</u>	<u>(3) 貸金庫を取り出す場合は、貸金庫前室に備え付けの暗証番号入力装置に貸金庫カードを挿入し、届出の暗証番号をボタン操作により入力してください。</u> <u>(4) 格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行ってください。</u> <u>(5) 停電、故障等によりカードによる暗証番号入力装置の取扱いができないときは、当組合所定の貸金庫開庫依頼書に借主または代理人の氏名および暗証番号を記入し提出してください。</u> <u>(6) 貸金庫の使用後は、施錠してください。</u>
<u>7 (削除) 届出事項の変更等 (削除)</u> (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届<u>け</u>出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。<u>(削除)</u> 正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。 (2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着 <u>(削除)</u> または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。	<u>6. (届出事項の変更等)</u> (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届 <u>(追加)</u> 出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。<u>貸金庫カード</u>、正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。 (2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着 <u>し</u> または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
<u>8 カード、印章、(削除) 鍵の喪失時等の取扱い (削除)</u> (1) ～(2) (省略) <u>(3) カードを失った場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</u>	<u>7. (印章、貸金庫カード、鍵の喪失時等の取扱い)</u> (1) ～(2) (省略) <u>(3) (追加)</u>
<u>9 (削除) 成年後見人等の届出 (削除)</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届<u>け</u>出てください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届<u>け</u>出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、<u>(1)・(2)</u>と同様に、当組合に届<u>け</u>出てください。 (4) <u>(1)から(3)</u>の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当組合に届<u>け</u>出てください。 (5) <u>(1)から(4)</u>の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。	<u>8. (成年後見人等の届出)</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、<u>前2項</u>と同様に、当組合に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (4) <u>前3項</u>の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当組合に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (5) <u>前4項</u>の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
<u>10 (削除) 暗証照合、印鑑照合等 (削除)</u> <u>(1) 当組合の操作機によりカードを確認し、開庫のための操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して開庫その他の取扱いをしましたうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、操作機の故障等の場合に、当組合の窓口においてカードを確認し、貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された暗証または印鑑と届出の暗証または印鑑と一致を確認のうえ取扱いした場合も同様とします。</u> <u>(2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、契約日からカード交付日までの間に貸金庫を開閉する場合等に提出を受ける貸金庫開庫依頼書についても同様とします。</u> <u>(3) (1)・(2)において使用される正鍵について当組合は確認する義務を負いません。</u>	<u>9－1. ((追加) 印鑑照合等)</u> <u>(追加) 貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、使用される鍵について当組合は確認する義務を負いません。</u> <u>9－2. ((追加) (暗証番号照合等)</u> <u>暗証番号入力装置により、貸金庫カードを確認し、暗証番号入力装置利用の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、開庫その他の取扱いをしました場合は、貸金庫カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u>
<u>11 (削除) 損害の負担等 (削除)</u> (1) ～(3) (省略)	<u>10. (損害の負担等)</u> (1) ～(3) (省略)

改正後	改正前
12（削除）反社会的勢力との取引拒絶（削除） この貸金庫は、<u>第13条(3)a、b、c</u>のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>これらの</u>一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。	1 1.（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、<u>第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからE</u>のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの</u>一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。
13（削除）解約等（削除） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。 この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明<u>け</u>渡してください。なお、<u>（削除）</u>カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第<u>8</u>条に準じて取<u>り</u>扱います。 (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明<u>け</u>渡してください。第<u>3</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 <u>a</u> 借主が使用料を支払わないとき。<u>。</u> <u>b</u> 借主について相続の開始があったとき。<u>。</u> <u>c</u> 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。<u>。</u> <u>d</u> 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。<u>。</u> <u>e</u> <u>カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき。</u> <u>f</u> 借主または代理人がこの規定に違反したとき。<u>。</u> (3) 前項のほか、次の各号の一<u>つ</u>にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに<u>(1)</u>と同様の手続をしたうえ貸金庫を明<u>け</u>渡してください。 <u>a</u> 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 <u>b</u> 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 <u>(a)</u> 暴力団 <u>(b)</u> 暴力団員 <u>(c)</u> 暴力団準構成員 <u>(d)</u> 暴力団関係企業 <u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>(f)</u> その他前各号に準ずる者 <u>c</u> 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 <u>(a)</u> 暴力的な要求行為 <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 <u>(e)</u> <u>契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為</u> <u>(f)</u> その他前各号に準ずる行為 (4) <u>(1)から(3)</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第<u>4</u>条<u>(3)</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日第<u>4</u>条<u>(1)</u>の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) <u>(1)から(3)</u>の明渡しが<u>3</u>か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を	1 2.（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明<u>（追加）</u>渡してください。なお、<u>貸金庫</u>カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第<u>7</u>条に準じて取<u>（追加）</u>扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明<u>（追加）</u>渡してください。第<u>2</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 <u>①</u> 借主が使用料を支払わないとき<u>（追加）</u> <u>②</u> 借主について相続の開始があったとき<u>（追加）</u> <u>③</u> 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき<u>（追加）</u> <u>④</u> 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき<u>（追加）</u> <u>⑤</u> 借主または代理人がこの規定に違反したとき<u>（追加）</u> (3) 前項のほか、次の各号の一<u>（追加）</u>にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに<u>第1項</u>と同様の手続をしたうえ貸金庫を明<u>（追加）</u>渡してください。 <u>①</u> 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 <u>②</u> 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 <u>A.</u> 暴力団 <u>B.</u> 暴力団員 <u>C.</u> 暴力団準構成員 <u>D.</u> 暴力団関係企業 <u>E.</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>F.</u> その他前各号に準ずる者 <u>③</u> 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 <u>A.</u> 暴力的な要求行為 <u>B.</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>C.</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>D.</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 <u>（追加）</u> <u>E.</u> その他前各号に準ずる行為 (4) <u>前3項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第3条第3項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日第<u>3</u>条<u>第1項</u>の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) <u>第1項</u>から<u>第3項</u>の明渡しが<u>3</u>か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、

改正後	改正前
別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) (省略) <u>14 (削除) 貸金庫の修繕、移転等 (削除)</u> (省略) <u>15 (削除) 緊急措置 (削除)</u> (省略) <u>16 (削除) 譲渡、転貸等の禁止 (削除)</u> <u>(1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。</u> <u>(2) カードおよび鍵は、譲渡、質入または貸与することはできません。</u> <u>17 (削除) 保証人 (削除)</u> (省略) <u>18 (削除) 規定の変更等 (削除)</u> (1) ～(2) (省略) (2026 年 2 月 1 日現在)	格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) (省略) <u>1 3. (貸金庫の修繕、移転等)</u> (省略) <u>1 4. (緊急措置)</u> (省略) <u>1 5. (譲渡、転貸等の禁止)</u> <u>(追加) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。</u> <u>(追加)</u> <u>1 6. (保証人)</u> (省略) <u>1 7. (規定の変更等)</u> (1) ～(2) (省略) (2021 年 10 月 1 日現在)